

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	E	条例案に記される基礎自治体の役割について、地元住民の意見を集約し、生活環境保全に関して市町長が意見を提出する重要性は認識している。一方で、産業廃棄物処理施設設置の可否に関する最終的な許可権限が県知事に帰属することに鑑み、これまで以上に基礎自治体の判断が重視され、重い責務を負わされている点について懸念している。	処分場の設置に関して、知事は、これまでも、意見照会を通じて確認した市町長の意見を踏まえ、設置の可否を判断してきました。本条例は、市町長の役割を明確化するものであり、これまでと変わるものではありません。
2	E	「市町」において、「関係市町長は、・・・その他必要なことについて意見するものとする。」とあるが、「その他必要なこと」とはどのようなものを指すのか、具体例を示すべき。	関係市町長が意見する内容は、処分場の設置予定地及びその周辺における土地利用の規制の有無、関係地区の範囲などになりますが、その詳細は、条例施行規則に規定しています。
3	D	県民は、「県民は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない」と何か強制的に従わなければならないような表現になっているが、「県民は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力するものとする」程度の表現とするべきと考えます。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第2条の4（国民の責務）では、「国民は、廃棄物の排出を抑制し、～～廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」と規定されています。これは、廃棄物の行政施策等が真に実効をあげるためには国民の協力が不可欠であるという観点に基づくものであり、本条例においても、行政施策等が真に実効をあげるためには、県民や関係住民の協力が不可欠という観点から、このように規定しています。
4	D	関係住民は、「関係住民は、産業廃棄物処理施設等の設置者の意見や説明を聴き、当該施設の設置等に係る対応に臨まなければならない」とこれも強制的な感じがするので、「関係住民は、産業廃棄物処理施設等の設置者の意見や説明を聴き、当該施設の設置等に係る対応に臨むものとする」程度の表現にするべきと考えます。	対応3のとおり。
5	E	「関係住民」において、「・・・設置者の意見や説明を聴き、当該施設の設置等に係る対応に臨まなければならない。」とあるが、「対応」とはどのようなものを指すのか、具体例を示すべき。	関係住民は、説明会後の意見書の提出や、生活環境の保全に関する協定の締結を求めることができます。

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
6	E	<p>理由も示さず期間も定めず、県が県内処理を原則とするなどと定めるべきではない。</p> <p>本来、経済活動は自由であり、県外産業廃棄物の県内搬入、県内産業廃棄物の県外搬出は、市場の経済取引に任せることが、原則であるはずである。</p> <p>近隣の県外企業の方が安かったり等、様々な取引関係で県外企業に委託しているものが、県内処理の原則に従ったがために、適正処理ができなかったり、損失を被ったり、これまでの取引関係が崩れる企業が出てくることについて、手当ては検討しているのか？</p>	<p>県は、佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱において、「排出事業者は、～県内処理に努めなければならない。」と規定しており、これまでと変わるものではありません。</p> <p>なお、県外産業廃棄物についても、事前協議等がなされたものは、審査の上で受け入れを行っています。</p>
7	B	<p>県内には産業廃棄物の収集運搬や処理業に関わる事業者も多く、これら事業者の経営安定を図ることが必要である。</p> <p>今回の条例では、県外廃棄物の県内流入の抑制を進める一方で、県内廃棄物の県内処理については、県は事業者に対し、「必要な指導及び助言その他の措置を講じるよう努める。」との表現にとどめている。県内事業者の業務量確保の観点からも、「講じるよう努める。」ではなく「講じなければならない。」として、積極的に取り組むべきではないか。</p>	<p>努力規定から義務規定「～講ずるものとする。」に条文を修正しました。</p>
8	A	<p>関係地区を市町長判断に委ねる仕組みでは、実際に影響を受ける住民が対象外となる可能性があります。科学的・客観的な影響範囲の算定基準を条例で定めるべきです。</p>	<p>本条例では、関係地区は、設置予定地の所在する地区、生活環境の保全上の影響が認められる地区及び関係市町長の意見を踏まえて知事が必要と認める地区としており、関係地区の範囲については、関係市町長の意見を踏まえ、最終的には知事が判断します。</p>

「A」 条例と同趣旨のもの、 「B」 条例の修正を行ったもの、 「C」 条例の推進の段階で検討するもの、
「D」 条例の修正が困難なもの、 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
9	D	<p>生活環境影響調査の前に、市町長の意見を聴いて関係地区の範囲を定めて、関係地区説明会をする流れとなっている。</p> <p>関係地区の定義については、「ア設置予定地区」、「イ生活環境の保全上の影響が認められる地区」のほかに、「ウ市町長の意見を踏まえて知事が必要と認める地区」が設けられている。</p> <p>このため、関係地区の範囲について意見を求められた市町長は、生活環境影響調査の前の段階で判断基準のない中では、住民の意向に沿って意見を提出せざるを得ず、生活環境影響の及ばない広範囲の地区まで関係地区として意見を提出することが考えられる。</p> <p>市町長にとっても、判断に負担を強いることとなる制度となっている。</p> <p>その後、知事は関係地区を定めることとなるが、生活環境影響調査の前段階では、判断の基準がなく、市町長の意向に沿って広範囲となる恐れがある。</p> <p>このように、最初の意見照会や説明会は、生活環境影響調査の前段階で関係地区のエリアが分からない中での手続きであり、手続きから削除をしていただきたい。</p>	<p>事業者が生活環境影響調査を実施するに当たっては、その旨を事前に関係地区に知らせるため、事業者が説明会を行うこととしており、開催に当たり、対象となる地区の範囲を決める必要があることから、調査の前に意見をいただくこととしています。</p> <p>なお、仮に、生活環境影響調査の結果、関係地区の範囲を見直す必要が生じた場合は、その時点で範囲の見直しを行うこととしています。</p>
10	E	<p>今回、伊万里市に設置予定の最終処分場について、市内全域で市が説明会を行っているが、明らかに広げすぎである。これが前例とならないよう、今後はこのような取扱いはしないことを明言していただきたい。</p>	<p>本条例では、関係地区は、設置予定地の所在する地区、生活環境の保全上の影響が認められる地区及び関係市町長の意見を踏まえて知事が必要と認める地区としており、事業者には、関係地区の住民等に対し、説明会の開催を求めています。</p> <p>あわせて、関係市町長は、自ら必要と認める場合は説明会を開催することができます。</p>
11	D	<p>関係地区の定義については、「ア設置予定地区」、「イ生活環境の保全上の影響が認められる地区」、「ウ市町長の意見を踏まえて知事が必要と認める地区」とされているが、ウは、判断の基準が不明であり、関係地区が広がりすぎる恐れがあるため、削除をしていただきたい。</p>	<p>知事が処分場の設置の可否を判断する上で、地元住民の意見を踏まえることが大切であり、そうした地元住民の様々な意見を集約し判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割となります。</p> <p>関係地区の範囲については、市町長の意見を踏まえ、最終的には知事が判断します。</p>

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
12	D	生活環境影響調査の後に関係地区説明会をすることになっており、その際は、調査前と同様の手続きで関係地区について市町長の意見を提出させて知事が関係地区を定めることとなっている。 関係地区は、「ア設置予定地区」及び「イ生活環境の保全上の影響が認められる地区」に限定すべきであり、「ウ市町長の意見を踏まえて知事が必要と認める地区」は削除をしていただきたい。	対応11のとおり。
13	D	事前協議終了直前にも、生活環境保全に関する市町長の意見を提出することになっており、市町長は関係地区の住民の意見を聴くと思うが、その際も「ア設置予定地区」及び「イ生活環境の保全上の影響が認められる地区」の関係地区の住民に限定してもらいたい。	対応11のとおり。
14	D	告示縦覧後の関係地区の説明会の開催においても（4）に記載のとおり関係地区は「ア設置予定地区」及び「イ生活環境の保全上の影響が認められる地区」の地区に限定してもらいたい。	対応11のとおり。
15	A	市町長は、生活環境の保全に関する意見を提出することになっているが、知事は市町長に対し、生活環境影響調査や専門委員会の意見を踏まえたうえで、合理的な理由を記載して意見を提出するよう求めていただきたい。 また、知事は、市町長から生活保全に関する意見が提出された場合、合理的な理由に基づく意見であるのか精査していただきたい。	知事は、関係市町長に対し、生活環境影響調査の結果を踏まえた生活環境の保全上の意見など、聴取事項を明確にした上で、聴くこととなります。
16	B	「知事は、事前協議があったときは、その旨を関係市町長に通知し、産業廃棄物処理施設の設置等について意見を聴くものとする。」とある一方で、「関係市町長は、知事から意見聴取があったときは、土地利用の規制及び関係地区の範囲について意見を提出するものとする。」となっている。知事が意見を聴く範囲と関係市町長が意見を提出する範囲を合わせるべき。	「知事は、・・・土地利用の規制、関係地区の範囲その他規則で定める事項についての意見を聴くものとする。」に条文を修正するとともに、「関係市町長は、・・・意見を提出するものとする。」の条文を削除しました。

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
17	B	「知事は、・・・関係市町長に当該産業廃棄物処理施設の設置等に関して、意見を聴くものとする。」とある一方で、「関係市町長は、知事から意見聴取があったときは、・・・生活環境の保全上の見地からの生活環境影響調査の実施の可否について意見を提出するものとする。」となっている。知事が意見を聴く範囲と関係市町長が意見を提出する範囲を合わせるべき。	「知事は、・・・生活環境影響調査の実施の可否その他規則で定める事項について生活環境の保全上の見地からの意見を聴くものとする。」に条文を修正するとともに、「関係市町長は、・・・意見を提出するものとする。」の条文を削除しました。
18	E	「関係市町長は、・・・関係地区の範囲について意見を提出するものとする。」となっているが、関係市町長の意見を踏まえ、関係地区の範囲をいつ決定するのかが明示されていない。また、決定した後の流れ（関係市町長や関係地区、許可等申請予定者に通知する、公表するなど）を示すべき。	関係地区の範囲については、市町長の意見を踏まえていつでも検討できるよう、決定時期などは定めていません。
19	A	関係地区については、説明会を開催していく中で、途中で変更になることも想定されると思うので、途中での変更が可能となるよう柔軟な制度設計をすべき。	対応18のとおり。
20	E	条例案では住民意見の反映がうたわれていますが、その具体的な反映方法や拘束力が明示されていません。法律上の義務を伴わない事項が単なる「努力義務」や「紳士協定」にとどまるのであれば、守られなくても実質的な不利益は生じず、住民意見が形骸化する恐れがあります。 どの段階で、どのように、許可判断に影響するのかを条例本文で明確にすることが不可欠です。	知事は、地元住民の意見を集約し判断した市町長の意見を踏まえ、設置の可否を判断します。
21	E	市町長の意見が「重要」とされながら、反対意見が出された場合の許可判断プロセスが不明確です。 主観的・政治的判断を排除するためにも、反対意見が提出された場合の審査手続や判断基準を条例に明記する必要があります。	対応20のとおり。

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
22	E	<p>「産業政策の視点」において「現状、県内の処分場の必要容量は、当分の間、確保できている。」とあり、「地元住民の視点」において「市町長の意見が重要」とある。生活環境の保全上の見地からではなく、住民からの意見を踏まえ、例えば、処分場の必要容量が県内で確保できていることや、住民からゴミのまちにしたくないという意見があることを理由に、「設置反対」、「設置不要」といった意見を市町長が提出した場合に、法令で許可の基準が定められている中、県の許可の判断に影響を与えることができるのか。令和2年3月30日の資源循環局廃棄物規制課長通知において、許可の要件に適合する場合は、必ず許可をしなければならないとされ、都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないとされているが、そもそも県に裁量の余地があるのか。許可の基準についての法令と県の条例の関係を明記すべき。</p>	<p>対応20のとおり。</p>
23	A	<p>「知事は、関係市町長の意見を踏まえ、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認めるとき及び関係法令の手續が必要であると認めるときは・・・指導するものとする。」となっている。指導の要件に「関係市町長の意見を踏まえ、必要があると認めるとき」を加えるべき。</p>	<p>知事は、関係市町長の意見を踏まえ、必要と判断すれば、許可申請予定者に指導することとしています。</p>
24	E	<p>「地元住民の視点」において、「地元住民の様々な意見を集約し判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割」とあるが、市町の長が何を判断するのか、具体例を示すべき。</p>	<p>市町長には、「生活環境影響調査の結果を踏まえた生活環境の保全上の意見」、「生活環境の保全上の観点からの関係住民の意見集約を踏まえた産業廃棄物処理施設等の設置等の賛否を含めた意見」等を提出していただくこととしています。</p>

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
25	A	<p>条例制定の趣旨に、「県内に設置予定の産業廃棄物処理場について、市町長から反対意見はなく・・・」と記述されている。廃棄物処理法第15条第5項の規定では「知事は、市町長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない」となっている。環境省にも確認をしたが、県が市町に求めるのは、あくまでも生活環境の保全上の見地からの意見であって、それ以外、すなわち賛否についての意見ではない。もし賛否についての意見を求めるのであれば、その旨、明確にして問うべきである。ゆえに、「条例制定の趣旨」は、廃棄物処理法第15条第5項に沿った内容にすべきである。</p>	<p>本条例では、知事は、市町長から、「生活環境影響調査の結果を踏まえた生活環境の保全上の意見」、「生活環境の保全上の観点からの関係住民の意見集約を踏まえた産業廃棄物処理施設等の設置等の賛否を含めた意見」等を提出していただくこととしており、法令と齟齬をきたすものではありません。</p>
26	D	<p>産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議項目において、「関係市町長は、許可等申請予定者が行う説明会が適切に行われるように調整を行い、必要に応じて自ら説明会を開催するものとする」とある。説明会の開催について、基礎自治体としての協力は行うが、許可等申請予定者もしくは県による主体的な実施を希望する。</p>	<p>本条例において、説明会は、事業者が開催することとしています。 そのうえで、「関係市町長は、自ら必要と認める場合は説明会を開催することができる」と規定しています。</p>
27	D	<p>「関係市町長は、許可等申請予定者が行う説明会が適切に行われるように調整を行い、必要に応じて自ら説明会を開催するものとする。」とあるが、主語に知事を加えるべき。</p>	<p>対応26のとおり。</p>
28	B	<p>「関係市町長は、許可等申請予定者が行う説明会が適切に行われるよう調整を行い、必要に応じて自ら説明会を開催するものとする」と表記されおり、「市町が説明会を開催しなければならない」との誤解を招く文脈であるため、文脈について再考いただきたい。</p>	<p>市町による説明会の開催は、任意であることが分かるように条文を修正しました。</p>

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
29	B	<p>地元説明会は、下記の理由等により事業者又は許可権者である県が実施すべきものと考えますので、当該条例の地元説明会に関する規定については、修正していただきますようお願いいたします。</p> <p>【修正が必要と考える理由】</p> <p>1 現在の規定では、実質的に市町に説明会の開催を義務付けしており、地方自治法の自治権の独立に抵触する恐れがあると考えられること。</p> <p>2 廃棄物処理法における手続きと条例が同じ目的により設置事業者へ説明会の開催を求めることとなり、知事と市町長が説明会を二重に開催させることは設置事業者に過度の負担をかける結果となり適当でないこと。</p> <p>3 上記2は廃棄物処理法で産業廃棄物処理施設の設置許可については都道府県知事の権限として役割分担を明確に規定されていることに鑑みて法があらかじめ市町長が説明会を主催することを予定しているとは考え難いこと。</p> <p>4 廃棄物処理法に規定されている設置許可申請以前の段階で、説明会の開催等の手続きを踏ませることは、新たな審査基準の条例化と見なされる余地があるため、合理的な限定解釈を行い得る厳格な規定でなければならず、「必要に応じて」という文言は適切ではないこと。</p>	<p>本条例において、説明会は、事業者が開催することとしています。</p> <p>そのうえで、「関係市町長は、自ら必要と認める場合は説明会を開催することができる」と規定しています。</p> <p>なお、市町による説明会の開催は、任意であることが分かるように条文を修正しました。</p>
30	D	<p>説明会后2週間以内の意見提出期間では、専門的な環境影響評価の内容を住民が十分理解し、検討することは困難です。形だけの意見聴取とならないよう、最低1か月程度の意見提出期間を確保すべきです。</p>	<p>説明会では、事業者が住民に説明を行い、質疑応答にも対応します。</p> <p>そのうえで、その後の追加質問などを想定し、2週間の意見提出期間を設定しています。</p> <p>なお、法第15条第6項において、施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に意見書を提出することができる」と規定されています。</p>
31	D	<p>「関係住民は、説明会の終了後2週間以内に、知事及び関係市町長に対し、当該産業廃棄物処理施設の設置等に関し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。」とあるが、様々な意見を聴くため、「生活環境の保全上の見地からの」という部分を削るべき。また、関係市町長だけに提出することがないように、必ず知事と関係市町長の両方に提出する制度とすべき。</p>	<p>関係住民からは、それぞれの考えに基づき、様々な意見が出されるものと考えています。</p> <p>なお、関係住民の意見の提出先は知事及び関係市町長と規定しています。</p>

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
32	D	生活環境影響調査が申請者主体で実施される現行案では、調査結果の客観性・中立性に疑念が生じます。 県または第三者機関による調査計画および結果のレビューを制度として明記しなければ、住民の理解と信頼は得られません。	知事が施設設置の許可をするに当たり、法第15条の2第3項の規定に基づき、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことが義務付けられています。 そのため、生活環境影響調査の結果を含め、施設の設置許可申請にかかる内容について、専門的知識を有する者で構成する佐賀県廃棄物処理施設専門委員会の意見を聴いた上で、設置の可否を判断します。
33	E	知事は許可又は不許可の判断をすることとなっているが、知事の判断は、生活環境調査や専門家委員会の意見を踏まえたうえで、科学的な観点から判断していただきたい。	対応32のとおり。
34	D	環境影響調査（アセスメント）は、事業者任せることなく、行政や専門家からなるチームで実施すること。この場合、地元関係者（特に第一次産業に従事する人）や団体の意見、併せて立地自治体の意見も聞くこと。 （※影響範囲が問題となる。）	知事が施設設置の許可をするに当たり、法第15条の2第3項の規定に基づき、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことが義務付けられています。 そのため、生活環境影響調査の結果を含め、施設の設置許可申請にかかる内容について、専門的知識を有する者で構成する佐賀県廃棄物処理施設専門委員会の意見を聴いた上で、設置の可否を判断します。 あわせて、本条例では、生活環境影響調査の実施前から、知事は市町長に対して意見を聴取し、また、事業者は関係地区説明会を開催して関係者の意見を聴くこととなります。
35	A	生活環境影響調査の実施の可否について市町長の意見を求めることとなっているが、法律上、生活環境影響調査が必要とされているものについては、当然実施すべきものであり、この手続きは削除をしていただきたい。	事業者が事前協議の段階で生活環境影響調査を行うに当たり、必要な手続きが済んでいるかどうかを確認するため、市町長へ意見照会を行うものです。
36	D	関係市町長は環境保全協定の締結を求めることができることと記載されているが、関係地区を拡大しないことと同様、市町長との協定を制度化しないでいただきたい。	本条例では、関係市町長は事業者に対し、生活環境の保全に関する協定の締結を求めることができ、これに対して事業者は、適切に配慮しなければならないと規定しており、義務付けではなく、できる規定にしています。
37	D	「産業廃棄物処理施設等の設置者は、関係市町長及び関係住民から協定の締結を求められたときは、・・・適切に配慮しなければならない。」とあるが、この文面からは協定の締結が義務なのかどうか分からない。「協定を締結しなければならない。」と規定すべき。	対応36のとおり。

「A」 条例と同趣旨のもの、 「B」 条例の修正を行ったもの、 「C」 条例の推進の段階で検討するもの、
「D」 条例の修正が困難なもの、 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
38	D	勧告の要件に「関係市町長及び関係住民と生活環境の保全に関する協定を締結しないとき」を加えるべき。	対応36のとおり。
39	E	市町が県からの照会に対して意見を回答する機会は、複数記されており、また「随時、生活環境の保全等に関する意見の提出が可能」と記されているが、どのタイミングであっても「受け入れ反対」の意見提出をすることが可能なのか？	知事が処分場の設置の可否を判断する上で、地元住民の意見を踏まえることが大切であり、そうした地元住民の様々な意見を集約し判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割となります。 市町長は、地元住民の意見を集約した上で、随時、意見を提出することができます。
40	E	住民の反対を背景に市町長が処理場設置反対を表明した場合、県は許可しないと確約できるのか	知事は、地元住民の意見を集約し判断した市町長の意見を踏まえ、設置の可否を判断します。
41	E	「やむを得ない理由」という曖昧な表現は、不要な県外産廃流入を招く恐れがあります。客観的・定量的な受入基準を明示してください。	県外産業廃棄物の搬入に関する具体的な基準については、今後、規則で定める予定です。
42	B	県内処理が原則ということであれば、県外への搬出についても規制して協力金等を徴収するという制度にしないのはなぜか？	県外産業廃棄物の搬入については、協力金を徴収しないこととしました。
43	B	事前協議が成立した県外排出事業者と「協定を締結することができる。」との内容だが、「締結しないこともできる。」と読み取れる。全ての県外排出事業者について公平性を担保するため、「締結しなければならない。」とすべきではないのか。	対応42のとおり。
44	B	環境保全協力金は誰が徴収するのか。条例（案）中では、排出事業者への説明、及び協力金の徴収は佐賀県が行うものと読み取る。	対応42のとおり。
45	B	今回の環境保全協力金の創設理由は何か。県外からの廃棄物の流入抑制であるならば、既に協力金を導入している県において抑制効果があるのか。（金額が少額で抑制効果があるのか疑問（金額を多額にと言っているわけではない）。）	対応42のとおり。
46	B	・県外排出事業者は環境保全協力金の納入その他必要な事項について県と協定を締結することができるとなっているが、協力金の徴収等を含め、県及び県外排出事業者双方に新たな事務負担が生じる。一方で、環境保全協力金の額は少額となっており、県の行政コストや事業者の事務コストと比べれば、とても非効率なくみではないか。 ・手続きが煩雑となる今回の見直しは、結果として不法投棄を助長することになるのではないか。	対応42のとおり。

「A」 条例と同趣旨のもの、 「B」 条例の修正を行ったもの、 「C」 条例の推進の段階で検討するもの、
「D」 条例の修正が困難なもの、 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
47	B	環境保全協力金を佐賀県が直接徴収するのであれば、今後、佐賀県産業廃棄物税も佐賀県が直接徴収する可能性があると考えて良いか。	対応42のとおり。
48	B	環境保全協力金について、他県と同一とあるが、他県とはどの県を指すのか。九州管内ではいくつの県が徴収しているのか。また、協力金の金額の設定根拠は何か。	対応42のとおり。
49	B	そもそも廃棄物処理法は、一般廃棄物と異なり、県外産廃の搬入規制をしておらず、中央環境審議会は搬入規制が廃棄物の円滑で適正な処理を阻害する恐れがあるとして環境省に、環境省は自治体に改めるよう通知してきている。 県はこれまで事前協議制を一部届出制へと緩和してきていて、適正処理上、また環境保全上、何も問題はなかったはずである。 このような中で、今回、突然、国の通知を無視して、事前協議を徹底し、さらには協力金を徴収し、さらには勧告制度まで設けて規制を強化することには納得がいかない。 これまでの県外からの顧客が少なくなり利益が確保できなくなる事業者に対して手当ては考えているのか？	県外産業廃棄物の搬入については、協力金を徴収しないこととし、事前協議や届出は、これまでと同様の取扱いとすることとしました。
50	B	災害時に県外廃棄物の受入れを要請された際はどうするのか？ いろいろ課題の多い制度であるため、協力金制度は削除するとともに、事前協議制度も緩和していただきたい。	対応49のとおり。
51	B	県外産業廃棄物の事前協議は時間がかかりすぎるとい課題についてどう対応するのか？	県外産業廃棄物の事前協議や届出は、これまでと同様の取扱いとすることとしました。
52	B	現行の佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱で定める、事前届出制度が記載されていない。優良認定産業廃棄物処理業者向けの事前届出制度は施行規則で定めるのか。	対応51のとおり。
53	B	現行では、一定の要件を満たす県外産業廃棄物の処理について、事前届出を試行されているが、今回の条例制定では例外なく事前協議制となっている。手続きの簡素化等の面から逆行しているのではないか。	対応51のとおり。
54	B	国は県を跨ぐ産業廃棄物の事前協議制度の緩和、若しくは撤廃を求め産業廃棄物の広域化処理を推進していると考ええる。この条例（案）はこれに逆行していないか。	対応51のとおり。

「A」 条例と同趣旨のもの、 「B」 条例の修正を行ったもの、 「C」 条例の推進の段階で検討するもの、
「D」 条例の修正が困難なもの、 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
55	B	優良認定産業廃棄物処理業者への処理施設の設置に係る手続きの優位性、及び設置後の取扱いの優位性についての配慮に欠けているように見える。現在、パブリックコメント中の「第6次佐賀県産業廃棄物処理計画」においても、優良認定産業廃棄物処理業者の育成が課題として取り上げられており、優良認定産業廃棄物処理業者について優位性のある条例にすべきではないのか。	今回の条例制定により、処分場に関しては、設置にかかる手続きや設置後の取扱いを明確化したものです。 また、県外産業廃棄物の搬入に関しては、これまでと同様の取扱いとすることとしました。 そのため、優良認定産業廃棄物処理業者の優位性についても、これまでどおりの取扱いとなります。
56	B	「6次佐賀県産業廃棄物処理計画」で公表されている最終処分量97,000tの全量が佐賀県内で最終処分されているのか。県外で最終処分されている産業廃棄物も有るのではないか。県外で最終処分されているのであれば、佐賀県は自県内の産業廃棄物は県外へ搬出することは容認し、県外から搬入される産業廃棄物は規制を強めるのか。	県内で発生した産業廃棄物の一部は、県外で最終処分されています。 なお、県外産業廃棄物の事前協議や届出は、これまでと同様の取扱いとすることとしました。
57	A	県外産業廃棄物については、県としては、市町長への意見聴取、住民への説明などは必要ないという理解でよいのか。	県外産業廃棄物の搬入については、これまでと同様な手続となるよう、条文を修正しており、市町長への意見聴取や住民への説明などは求めています。
58	E	排水監視の項目・頻度・公開時期を規則委任にせず、最低限の基準を条例本文に明記してください。また、生活環境保全協定については「締結を求めることができる」と任意であるような表現になっているが、締結を義務化し内容の標準化を図るべきです。	排水監視における調査項目等の具体的な事項については、規則で規定しています。 また、本条例では、関係市町長は事業者に対し、生活環境の保全に関する協定の締結を求めることができ、これに対して事業者は、適切に配慮しなければならないと規定しており、義務付けではなく、できる規定にしています。
59	A	水質・土壌汚染に関するモニタリングの強化と併せて監視結果を自治体に公表すること。 (※特に有害物質)	処分場の排水の調査結果については、県のホームページで公表していきます。

「A」 条例と同趣旨のもの、 「B」 条例の修正を行ったもの、 「C」 条例の推進の段階で検討するもの、
「D」 条例の修正が困難なもの、 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
60	B	<p>本条例案は不要である。</p> <p>廃棄物処理施設の建設に際し、住民から不安や懸念の声が上がること自体は理解している。しかしながら、それらの懸念に対応するため、既に廃棄物処理法をはじめとする関係法令、各種許可基準および厳格な審査制度が整備されており、佐賀県内で操業している産業廃棄物処理業者は、これらの基準をすべて満たした上で事業を行っている。</p> <p>また、施設の監視や管理についても、環境意識の高まりは行政や住民に限られたものではない。排出事業者においても同様であり、近年では排出事業者自らが処理施設を確認するために来社・視察する機会が増加している。こうした状況の中、処理業者は安心して廃棄物を委託してもらえよう、自主的な改善と努力をすでに継続してきた。</p> <p>以上を踏まえれば、住民に対しては「法令および各種基準を満たした業者・施設にのみ許可を与えている」という説明で十分であるはずであり、住民感情という不確定かつ主観的な要素のすべてに、行政や事業者が制度として応える必要はないと考える。</p> <p>現在においても、産業廃棄物処理施設の新設・増設に関しては極めて厳しい基準が課されている。ここに本条例案のような新たな手続きやプロセスが加われば、新規施設建設のハードルはさらに高くなり、その結果、佐賀県における産業廃棄物処理業界の縮小・衰退は避けられない。</p> <p>実績と技術、ノウハウを有する事業者が新規投資を断念すれば、県内に蓄積されてきた処理技術や運営ノウハウは失われ、長期的には適正処理体制そのものに悪影響を及ぼすことが強く懸念される。</p> <p>さらに、環境保全協力金についても、「住民の安心感」と結び付けて導入する合理性は見出せない。他県の排出事業者から金銭を徴収し、その財源で監視体制を強化するとしているが、処理業者はすでにISOやエコアクション21の審査、排出事業者による監査・場内視察、書類審査、さらには産業廃棄物税導入に伴う県税事務所からのチェックなど、幾重もの監視と確認を受けているのが実情である。</p> <p>弊社においては、長年にわたり市の業務に携わるとともに、地域イベントへの協賛、地区清掃活動への無償での車両派遣、経営層の親族や従業員の消防団への参加など、地域との信頼関係構築に継続的に取り組んできた。こうした取り組みは、県が十分に把握しきれていない部分も含め、県内各事業者がそれぞれの立場で行っているものである。</p>	<p>県内企業が安定的に事業を継続できるよう、一定の産業廃棄物処分場は、確保が必要と考えています。</p> <p>一方、産業廃棄物処分場は、環境面・生活面・防災面などの面で、地元住民の間に様々な意見が生まれ得るものです。</p> <p>知事が処分場の設置の可否を判断するうえで、地元住民の意見を踏まえることが大切であり、そうした地元住民の様々な意見を集約し判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割であり、市町長の意見が重要です。</p> <p>本条例では、市町長の意見を通じて、地元住民の意見がより適切に反映されるよう、設置に係る手続や設置後の取扱いを明確化し、併せて監視の強化を行うこととしています。</p> <p>なお、県外産業廃棄物の搬入については、これまでと同様の手続となるよう、条文を修正しました。</p>

「A」 条例と同趣旨のもの、 「B」 条例の修正を行ったもの、 「C」 条例の推進の段階で検討するもの、
「D」 条例の修正が困難なもの、 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
		<p>また、佐賀県への廃棄物の流入は、県内産業の発展や雇用創出といった側面を有していることも事実である。「他県が導入しているから佐賀県も行う」という発想ではなく、「佐賀県にとって本当に必要な制度なのか」という視点に立った検討が求められる。</p> <p>物価上昇や人件費高騰が続く中、県内事業者は社内の無駄の削減や慎重な価格交渉を行いながら、会社に関わるすべての人の生活を守るため、必死に事業を継続している。そのような状況下で行政に求められるのは、事業者の足を引っ張る制度ではなく、持続可能な事業活動を支えるための後押しである。</p> <p>既に各種基準を満たし、法令遵守のもとで事業活動を行っている事業者に対し、「住民感情の緩和」という曖昧な理由で新たな責任や負担を課すことは、本質的にお門違いであると言わざるを得ない。</p> <p>最後に、本条例案は、埋立処分場建設を巡るトラブルを契機として作成されたものと認識している。しかしながら、この問題は県と当該事業者との間で解決されるべき事案であり、その責任を県内すべての産業廃棄物処理業者に転嫁するような本条例案は、到底受け入れられるものではない。</p> <p>条例案の策定に先立ち、県内企業の実際取り組みや現場の実情について十分なヒアリングを行い、佐賀県の実態に即した施策を検討するためのプロセスを確立されることを強く要望する。</p>	

「A」 条例と同趣旨のもの、 「B」 条例の修正を行ったもの、 「C」 条例の推進の段階で検討するもの、
「D」 条例の修正が困難なもの、 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
61	B	<p>経済活動上不可欠な処理施設の整備について、生活環境に影響がないよう、その観点から県が処理業者に対して指導すべきであることは当然である。</p> <p>しかし、今回の制度は、手続き全般にわたり、住民と処理業者を比較して、科学的根拠に基づかない住民の意向までを重視するような住民サイドに立ちすぎた制度になっていると見受けられる。</p> <p>どれだけ丁寧の説明しても不安を持つ住民はいるし、反対の者もいる。</p> <p>科学的には安全安心だとしても、不安・反対の者が多い場合に、理解が得られていないとして、許可しないということがあってはならない。</p> <p>理解（納得）が得られるまで、何度も説明会を開催するなり協力金を出して、理解（納得）させよということがあってはならない。</p> <p>このようなことのないよう、公平中立な立場に立って、制度設計をしていただきたい。</p>	<p>対応60のとおり。</p>
62	B	<p>今回の制度化は、単なる手続きの明確化ではなくて、住民、市町長の意見を偏重して施設設置をやりにくくし、また、県域を越えた搬入・搬出について取引を規制し、さらには処理業者の施設の監視を強化する制度となっている。</p> <p>今回の制度は、題名が「・・・適正な処理に関する条例」となっており、住民が不安を抱かない適正処理、環境保全を目指す制度を目指すのであれば、県は、まずは、排出事業者が排出基準を遵守し適正なマニフェストを作成するなど、排出事業者責任を徹底させる制度の整備を行うべきである。</p> <p>もちろん、処理業者に対しても、処理施設の設置や、県域を越えた搬入・搬出に当たっては、生活環境への影響がないよう、適正処理の観点から具体的な指導はすべとは考える。</p> <p>しかしながら、処理業者の施設設置による適正処理、処理業者の搬入・搬出における適正処理を全く信用せず、処理業者に対し性悪説に立ち、施設設置、搬入・搬出の総量、経済活動を抑制すれば不適正処理が少しでも減るという思惑に基づいているのではないかと思わざるを得ない制度となっている。</p> <p>これまで、業界は適正処理に努め、県の施策に協力し、そのこともあって、県は規制緩和の方向でできていたのに、突然、規制強化に逆戻りとなることには、納得がいかない。</p>	<p>対応60のとおり。</p>

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
63	D	今後の県内での新たな最終処分場の計画を抑制する目的があるように見える。なぜ抑制しようとするのか？	対応60のとおり。
64	B	いろいろと課題の多い制度であり、この条例案は令和8年2月県議会に提案せず、関係団体と事前に協議のうえで、抜本的な見直しをしていただきたい。	対応60のとおり。
65	B	このまま制度化されれば、新たな処理施設の設置が困難となり、また、県外の顧客、利益が減り、死活問題となる企業が出てくる恐れがあるが、既存の県内処理業者への影響についてどう考えているのか？	対応60のとおり。
66	B	不正事案が多発したのか？何がきっかけで、監視の強化、勧告、過料のような制度とするのか納得がいかない。	対応60のとおり。
67	B	廃棄物処理の適正処理に係る条例の制定は必要だと考えられるが、この条例（案）を見る限り、ここまでの規制が必要なのかと思われる。	対応60のとおり。
68	B	今回の制度は、特定の事業者への県外産廃、県外一廃の搬入を抑制する目的なのか？なぜ特定の事業者への搬入を抑制する必要があるのか？	特定の事業者の行為を抑制する目的はありません。また、県外の一般廃棄物について、規制の対象とはしていません。 なお、県外産業廃棄物の搬入については、これまでと同様の手続となるよう、条文を修正しました。
69	B	本条例が、特定の事業者の事業計画、施設整備工事、事業開始へ及ぼす影響についてどう考えているのか？	対応68のとおり。
70	E	一般廃棄物の最終処分場は、市町行政の力だけで新たに設置することは非常に困難な状況になっていると思われる。 今日、公を担うのは官だけではなく、あらゆる分野で官民が協力して、民に任せるべきは任せる時代である。 このことも踏まえて、今回、県は産廃と一廃の施設の許可をしたのだと受け止めており、施設整備、処理の推進に県、市町は協力すべきではないのか？	市町は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め、県は、市町に対し、必要な技術的援助を与えることに努めます。 事業者は、法令や当該条例に基づき施設整備を行うこととなります。
71	E	これまで関係団体の意見を全く聴かずに制度化しようとしてきたことについて、不信感を覚える。	関係団体とは、パブリックコメントを実施する前から協議を行い、その後も随時、説明や協議を行うなどの対応をしてきました。
72	E	事前協議段階から十分な情報共有と市町へのフォロー体制の構築をお願いしたい。	県は、市町と情報を共有し、必要な協議等を行っていきます。
73	E	地元説明会や意見集約について統一的なマニュアルの作成をお願いしたい。	県は、今後、市町向けマニュアルを作成します。
74	E	意見書提出時に考慮すべきチェックシートの作成をお願いしたい。	対応73のとおり。

「A」 条例と同趣旨のもの、 「B」 条例の修正を行ったもの、 「C」 条例の推進の段階で検討するもの、
「D」 条例の修正が困難なもの、 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

パブリックコメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
75	E	マニュアル等を用いた定期的な市町向け研修会の実施をお願いしたい。	県は、今後、市町向け研修会を開催します。
76	E	当該条例制定の背景には、県民への周知不足が要因の一つと考えられ、市町としては、多種多様な意見を広く聞き取り、各意見書へ反映させる必要があることから、県民への効果的な情報発信について協力いただきたい。	県は、施設の設置等に関して、これまでの県庁や関係市町での資料の公開に加え、関係する県の現地機関での公開や県ホームページでの公開を行うこととし、あわせて、市町の周知にも協力していきます。
77	E	環境基準を満たさない場合でも、様々な理由付けにより事業が継続されることがあれば、最終的に被害を受けるのは地域住民です。環境基準を遵守できない場合は、原則として処分場を不認可とする明確な仕組みを設けるべきです。	事業者は、法第15条の2の3の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の維持管理基準を遵守しなければなりません。仮に、事業者がこれに違反し、県からの指導等に従わない場合は、使用停止命令等を行うこととなります。
78	D	不測の事態が発生した際、周辺の施設（自・他問わず）に被害や損害をこうむった時の損害賠償及び原形復旧を事業者に義務付けること。（※特に下流域）	損害賠償については、民法等で規定されており、本条例では規定していません。
79	E	この条例制定に関連して環境アセスメント（佐賀環境影響評価条例）の対象となる面積要件（17廃棄物最終処分場 廃棄物最終処分場）を現行の「面積10 ha以上」から「5ha 以上」に厳格化することを求めたい。	県環境影響評価条例の対象事業（規模要件）については、外部委員で構成する「佐賀県環境影響評価条例の在り方検討会」において、土地の形状の変更等による事業規模や、環境負荷の発生・排出の度合を踏まえて検討し、県において決定したものであり、見直しの予定はありません。
80	E	事前協議手続きに関して、条例案では「知事は必要があると認めるときは、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする」とあるが、鳥取県条例のように審議会を設置すべきである	本県においても、専門的知識を有する者で組織する「佐賀県廃棄物処理施設専門委員会」を設置しております。